

平成 28 年 9 月 〇 日

市川市長 大久保 博 様

市川市市政戦略会議  
会長 齊藤 壽彦

答 申  
(案)

平成 26 年 10 月 21 日付け市川第 20141017-0212 号で諮問を受けた、  
「本市の行政サービスのあり方について」に関し、下記のとおり答申いたします。

記

本市はこれまで、社会環境の変化に柔軟に対応できる強固な行財政基盤の確立を目指し、定員の適正化や人事給与制度改革、使用料の見直しなど、積極的に行財政改革に取り組んできた。

これらの改革は、将来に向けて持続可能な行財政運営を行う上で必要不可欠な取り組みであり、財政健全化や行政組織の効率化、受益者負担の適正化等の観点から、妥当なものとして評価するものである。

諮問事項である「本市の行政サービスのあり方」に関しても、今後見込まれる人口減少や人口構成の変化、扶助費を中心とした社会保障関係経費の増大など、本市を取り巻く現状と将来の見通し等を踏まえ、固定観念にとらわれることなく、柔軟にそのあり方を見直す必要があると言える。

当会議としては、こうした考え方を基本とし、これからの本市の行政サービスのあり方について、「行政サービスの守備範囲の見直し」と「最適な運営方法の選択」という二つの観点から、次のとおり提言するものである。

## 1. 行政サービスの守備範囲の見直し

本市を取り巻く現状は予断を許さないが、市民生活に直結する基礎的な行政サービス等は、必要となる水準を維持していく必要がある。また、老朽化の進む公共施設等の維持更新など、喫緊に取り組むべき行政課題も少なくない。

これらを踏まえると、行政サービス全般について、市のみが担い手となり、これまでと同様の手法で進めていくことは困難であると考えられるため、当会議としては、「行政サービスの守備範囲を見直し、民に任せられることは民に任せる。」ことを提言する。

なお、本提言を具現化するための方策について、「(3) 行政が担うべき公共サービスについて【別紙】」に取りまとめたので参考にされたい。

## 2. 最適な運営方法の選択

上記の見直しの結果、行政の守備範囲内とされた行政サービスについても、その運営方法については多様な形態から選択されたい。とりわけ、「民間活力の積極活用」については、強調して提案するものである。

具体的には平成28年1月22日付け「(2) 行政サービスの運営方法について(答申)」に記載したものだが、市民参加、効率的な運営、行政の役割の3つの視点を考慮し、サービス内容に応じた最適な運営方法を検討すべきである。

《参 考》 第3期市川市市政戦略会議 これまでの答申について

本市の行政サービスのあり方について

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| (1) 本市の行財政改革に関する検証について | 平成27年4月28日：答申 |
| (2) 行政サービスの運営方法について    | 平成28年1月22日：答申 |
| (3) 行政が担うべき公共サービスについて  | 平成28年9月 ○日：答申 |